

働く人のために  
その使命感を力に

# 労働基準監督官 採用試験2024

Labour Standards Inspector  
Recruitment exam 2024



# 働く人のために その使命感を力に

## 労働基準監督官とは

全国では、約410万の事業場で約5,300万人が働いています。働く人が安心して働ける職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、その向上が図られることが重要です。

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいてあらゆる職場に立ち入り、事業主に対し法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図ることを任務とする厚生労働省の専門職員です。

労働基準監督官は、毎年、人事院・厚生労働省が実施する「労働基準監督官採用試験」の合格者から採用されます。



労働基準局監督課  
主任中央労働基準監察監督官

**黒部 恭志**  
KUROBE YASUSHI

平成 6 年 労働省入省(労働基準監督官任官)  
大阪中央労働基準監督署  
30 年 愛知労働局労働基準部長  
令和 2 年 厚生労働省労働基準局監督課  
過重労働特別対策室長  
4 年 現職

## 主任中央労働基準監察監督官からのメッセージ

世の中はいわゆるコロナ禍からポストコロナの時代に移り、経済活動も元に戻ろうとしています。しかしながら、日本は既に人口減少局面にあり、人手不足が事業に与える様々な問題が日々報道され、元のような労働環境には戻れないことが実感されるようになりました。そのような中で、企業においては生き残りをかけて人材確保、人材育成、人材管理などのあり方を急速に変化させ、働く側においても、人生の各段階においてより柔軟な働き方を求める人が増えています。

労働者保護に関する法律は時代の変化に応じて変わっていきます。私たち労働基準監督官は、

会社などに赴き、その法律に基づいて、働く人が安心して安全に働くことのできる職場環境を実現するための専門官であり、時代が大きく変わろうとしている今、私たちの取組が働く人の未来を左右するといっても過言ではありません。

リアルな現場と向き合うとき、思い描いていた理想の姿との違いに戸惑うこともあります。事業主と粘り強く向き合い、より良い職場環境に近づけることができたときの喜びはひとしおです。「働く人の幸せと未来を支えたい。」そんな情熱のある方を待っています。

## Contents

労働基準監督官とは	02	労働基準監督官の主な業務	05	キャリアパス制度	12	現役監督官座談会(任官5~7年目)	16
主任中央労働基準監察監督官からのメッセージ	03	監督指導業務	06	本省勤務者からのメッセージ	12	ワーク・ライフバランス	18
労働基準行政の組織	04	安全衛生業務	08	キャリアパスを支える研修制度	13	採用に関するQ&A	19
		司法警察業務	10	監督官のキャリアステップ	14	採用試験募集要項	20



# 労働基準行政の組織

労働基準行政の組織は、厚生労働大臣の下に労働基準局が、各都道府県には都道府県労働局が、さらに第一線機関として321の労働基準監督署が置かれています。

労働基準行政では、国民を対象とした行政活動の多くを、第1線機関である労働基準監督署において展開しています。

厚生労働省労働基準局

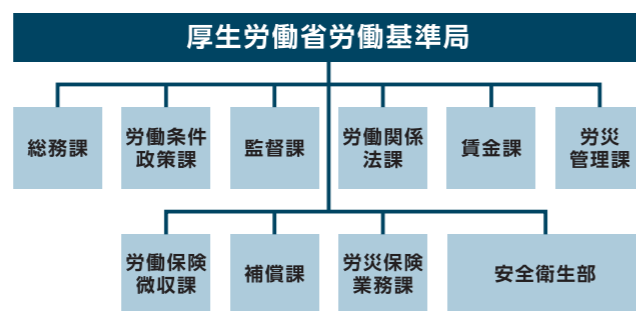
都道府県労働局(47箇所)

労働基準監督署(321箇所)



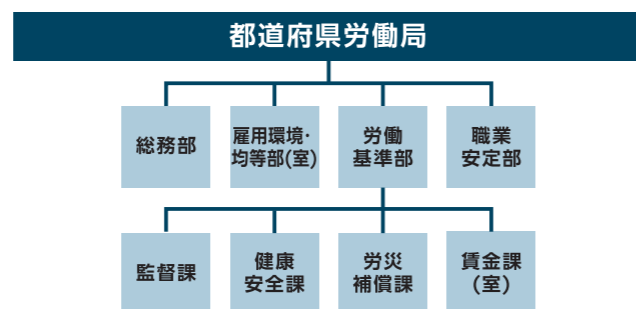
## 厚生労働省労働基準局

厚生労働省労働基準局は、労働関係法令の制定・改廃、各種施策の企画・立案、都道府県労働局や労働基準監督署に対する指揮・監督などを行っています。



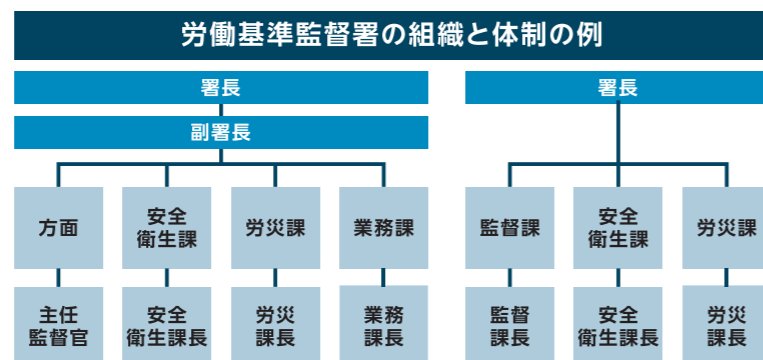
## 都道府県労働局労働基準部

都道府県労働局労働基準部は、各都道府県の実情を踏まえた労働基準行政の運営を行うとともに、管内の各労働基準監督署を指揮・監督する役割を果たしています。



## 労働基準監督署

労働基準監督署は、行政需要や地理的な事情などを考慮して全国各地に置かれています。労働基準行政の第一線機関として、行政活動の多くを労働基準監督署において展開しています。



# 労働基準監督官の主な業務

## 監督指導業務

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づき、定期的にあるいは働く人からの情報を契機として、事業場に立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して、労働条件について調査を行います。

法違反が認められた場合には事業主に対しその是正を指導するほか、危険性の高い機械や設備には使用停止などを命ずる行政処分を行うこともあります。



## 司法警察業務

監督指導の結果、法違反の是正について指導されたにもかかわらず従わないなど、重大・悪質な事案については、刑事訴訟法に規定される特別司法警察職員として捜査を行い、検察庁に送検します。



## 労災補償業務

働く人の、業務上または通勤による負傷や疾病などに対し、被災者からの労災請求に基づき、関係者からの聞き取りや医学的意見の収集などの調査を行った上で保険給付を行います。

## 安全衛生業務

労働安全衛生の専門的な知識を活かして、クレーンやボイラーなどの特殊な機械の検査や建設工事に関する計画届の審査を行い、計画変更命令を行うこともあります。

じん肺など職業性疾病やメンタルヘルス不調の未然防止に向けた取組を推進します。

重大な労働災害が発生した場合には、災害調査を行い、原因を究明し、再発防止のための指導を行います。





## 業種や職種にかかわらずあらゆる事業場を臨検します

大阪労働局大阪中央労働基準監督署  
第五方面主任監督官

**安武 雄一** YASUTAKE  
YUICHI

平成18年度任官



大阪労働局大阪中央労働基準監督署  
労働基準監督官

**NADAMOTO SAEKA 灘本 冴香**

令和4年度任官

## 夜の飲食店・顧客送迎ドライバーの報酬が支払われない労働契約？請負契約？

(安武)

最近、業務委託契約を締結しているいわゆるフリーランスの方や、様々な国籍の外国人労働者の方から相談を受けることも多く、働き方の多様化が進んでいることを実感しています。

労働基準法では、事業に使用される者で、賃金を支払われるものを「労働者」と定義しています。当事者間の合意においては労働契約ではなく、業務委託契約といった形をとっていても、個々の働き方の実態において、労働基準法の労働者に該当すると判断されれば、賃金や労働時間など労働基準法の保護対象となります。

フリーランスの方からの相談や申告があった場合、いわゆる「労働者性」の判断要素を調べることとなりますが、いざ調査を行っても、個々の勤務実態は千差万別かつ複雑であり、労働者かどうか判断に迷うことも多くあります。

(灘本)

賃金不払いに関する相談がありました。この方は、夜の飲食店で顧客を送迎するドライバーであり、雇い主との関係が業務委託契約だったという点で、通常の賃金に関する相談とは異なる特殊な事案でした。労働基準法に違反する事実がある場合、労働者は労働基準監督署に申告することができます。

私はこの方の就労実態は労働者と判断する余地があるのではないかと考え、相談を申告として受け付けました。安武主任監督官のアドバイスを受けながら、事前に申告者が労働者と主張している根拠に基づき、労働者性の判断要素を整理し、後日、共に会社に赴いて申告監督を実施しました。会社側は弁護士も同席の上、契約書は無いものの、業務委託契約を締結していたため労働者ではない旨主張しました。

仮に業務委託契約を締結していても、実態として使用者の指揮命令下にあれば労働者と判断することもあり得る旨を説明し、申告者の当時の勤務状況の詳細を聴取して、資料収集を行った上で、組織的に検討することとしました。

(安武)

署内検討の結果、日々の勤務シフトがほぼ決まっており、労働時間はタイムカードで管理していたことや、時給単価で賃金を支払っていたことなどを重視し、仕事の依頼に対する諾否の自由はなく、場所的・時間的にも拘束性があって、報酬の労務対償性があることから、労働基準法上の労働者に該当するとの結論を出しました。

その上で、事業主に対して労働基準法第24条違反を指摘する是正勧告書を交付し、後日、無事に申告者へ不払い賃金が支払われました。



(灘本)

法の適用等において判断が難しい点について組織的に検討したり、上司や先輩が、若手の意見を積極的に聞いてくれました。今回は顧客送迎ドライバーの事案でしたが、他にも、建築業の一人親方、宅配便の配達ドライバー、ソフトウェア開発のエンジニアなど、労働者性判断の困難事案は多々あります。

(安武)

この事案では、事業主も労働性を認め、無事に不払い賃金の支払いに至りましたが、本来の業務請負契約であれば、独立した個人事業主ということですので、労働基準法の適用はありません。労働基準監督官が是正指導するというものではありません。世の中には、請負や委託を含め多種多様な働き方の形態がありますが、契約の名称にかかわらず、実態を勘案して総合的に判断し、実態は労働者である方々が一人でも多く守られるよう対応しています。



## 自らを鼓舞して挑むことで充足感や達成感が得られます

(安武)

大阪市の中心部にある労働基準監督署であるという特徴から、飲食店などサービス業で働く方からの相談は多く、窓口のみならず電話やメール等で寄せられる労働相談は1年間で約700件、このうち、労働者からの被害救済を求める申告は年間約400件あります。前述の業務請負契約の申告はそのひとつですが、様々な業種や職種の申告が寄せられます。働き方改革などの国の施策を推進するための大局的な観点からも、また、労使トラブルによる1件の申告を解決するための局所的な観点からも、極めて重要な手段が監督業務です。労働基準

監督官が担う業務の根幹であることを自覚し、また、監督業務が持つ強大な影響力を理解して、日々業務を遂行していく必要があると考えています。

## 対話力や判断力が培われ、自身が成長できる仕事です

(灘本)

監督指導業務は、人との関わりが重要な仕事であり、法律の知識だけでなく柔軟性や対話力が求められる点で、難しいところがあります。同じ法違反を指摘する場合でも、相手方から理解が得られるよう、業種や職場環境に応じて説明方法を工夫しています。労働基準法のみならず労働安全衛生法等の知識が同時に求められますし、今後は、働き方の多様化に伴い、労働者性の判断をはじめ、さらに判断が難しい事案も増えてくるでしょう。それらに対応するための基礎をしっかりと身につけることが肝要だと考えています。

相手と話す仕事なので、学生時代に教育学を専攻していた際の模擬授業や小学校でのボランティア等の経験を活かし、労使双方と対応時には先入観を持たずに相手の立場に立った丁寧な説明を心掛けています。上司や先輩の監督に同行して監督手法等を学ぶなど勉強の日々ですが、一つ一つの監督指導の中で経験したことをしっかりと身に付け、働く人のために貢献できるようになりたいと強く意識しています。





## 「ご安全に！」が合言葉、働く人の命を守る

福岡労働局北九州西署  
安全衛生課長

**原田 正晴** HARADA  
MASAHARU

平成8年度任官



福岡労働局北九州西署  
労働基準監督官

**FURUKAWA HONOKA 古川 穂乃佳**

平成31年度任官

### 北九州工業地域で働く人たちとともに

(原田)

北九州西労働基準監督署管内には、北九州工業地域があります。明治時代に官営の八幡製鉄所が建設され、鉄鋼業が盛んだったこともあり、金属・機械工業の割合が高いですが、高速道路の近くにはIT関係の工場も見られ、工業地域であるが故、そこで働く方々が遭遇する仕事上の事故、すなわち労働災害も、必然的に重篤なものとなる傾向にあります。

(古川)

地域によって特性があるかと思いますが、北九州工業地域では、クレーンやボイラー等の検査に携わる機会も多く、外国から輸入されたものや、日本で初めて設置する機械等に触れる機会があります。このような最新の技術に触れることや話



を聞くことはなかなかなく、貴重な経験となっています。

(原田)

管内で死亡災害が増加している場合、労働災害の発生状況を分析し、その傾向に応じた効果的な対策を講じていく必要があります。死亡災害増加を踏まえ、署独自の北九州西署死亡災害多発警報を発令、オリジナルキャラクターによるポスター作成など様々な取組を実施し、災害防止にむけた注意喚起を強化しています。

(古川)

これら対策を講じるに当たっては、労働基準監督署による再発防止に向けた指導が重要ですが、それだけでなく、労働災害防止団体や他の行政機関との合同パトロールも積極的に展開し、注意喚起を行っています。



### 労働者と事業者の架け橋となり、安全と健康を守る

(原田)

労働安全衛生法はその規制する分野が多岐にわたっており、関連する政省令の改正が数多く行われます。例えば、化学物質を原因とした労働災害は年間で400件ほど発生しているといわれますが、化学物質のばく露に関連したがん等の遅発性疾病の問題もあり、こうしたことから、「新たな化学物質規制の制度」が導入されました。

(古川)

北九州工業地域の企業においても、多種多様な化学物質が使用されており、化学物質の規制等に関する労働安全衛生法の改正内容について、繰り返し説明会を実施することにより、リスクアセスメントをはじめとする自主的な化学物質管理をお伝えし、実効性のある対策を広く展開しています。

学生時代には人間工学を専攻していたこともあり、業務上の一部の分野では学んできた知識を活かしています。そのような分野では応用的な労働災害防止対策を考えていながら、自分の専門分野外のものに対しても幅広く視野をもち、あらゆる業種における労働災害防止対策をたてられるようになりたいと考えています。



### 安全衛生業務の必要性・重要性

(古川)

安全衛生は命に直結する仕事であり、労働基準監督署の業務の中でも特に重要な業務であると思います。死亡災害が発生してしまった場合、家族や職場の同僚が悲しみます。労働災害が発生した後に対策をとったとしても、亡くなった命は戻ってきません。労働災害が発生する前に、未然に防止をすることで、多くの人が幸せに生きることにつながっているため、必要な仕事であると思います。

(原田)

最近では、仕事や職業に関して強い不安やストレスなどを感じている労働者の割合が高くなっており、精神障害での通院者や自殺者も認められ、労災請求も少なくありません。企業にとっての安全衛生の取組は、単なるコストと捉えるべきではなく、人材の確保・育成、組織活性化、業績向上、社会的価値の向上等、安全経営や健康経営につながることを訴えています。





## 特別司法警察職員として悪質な事案は許しません



愛知労働局  
労働基準部監督課  
主任地方労働基準監察監督官

**堀口 健一** HORIGUCHI KENICHI

平成5年度任官



愛知労働局  
江南労働基準監督署  
監督・安衛課長

**松岡 怜奈** MATSUOKA REINA

平成22年度任官



愛知労働局  
名古屋北労働基準監督署  
労働基準監督官

**曾根 勇志** SONE YUJI

令和2年度任官

### 運転手が死亡する交通事故を端緒に労働基準法違反を捜査

(堀口)

高速道路上で路線バスが横転、後方から進行してきた他の自動車も巻き込む大きな交通事故がありました。

この事故は、バスの運転手が亡くなられ、多くの乗客が負傷されたことから、テレビや新聞などで大きく報道され、労働基準監督署でも緊急で対応する必要が生じました。社会的に注目された事案であったため、チームでの捜査体制を組むこととし、このチームには、捜査指揮をする私の下に、取調べや証拠分析などのスペシャリストを配置しました。



### 一つ一つの地道な積み重ねで事実を明らかにする

(松岡)

当時、私は労働基準監督署の主任監督官として、自動車運転者の労働条件を担当していました。突然、バス事故の一報が入ってきて、まず思い浮かべたのは、この事故を起こしたバス運転手に、過労運転など勤務実態に何らかの問題があるのではないか、事故を発生させた運転手のみならず、他の運転手も同様な労働環境なのではないか、ということでした。

事件は生ものです。時間が経てば経つほど証拠は散在し、関係者の記憶はあやふやになりますので、迅速かつ正確な捜査が求められます。この事件では、主に被疑者や参考人からの聴き取りを担当したのですが、関係者や証拠品が多かったため、チーム全体で進捗状況の共有や方向性の整理を密にし、複数人を同時に取り調べるなど捜査の進め方も工夫した結果、事故発生に至るまでの運行実態や労働時間の事実関係について、必要な供述を得ることができました。



### 証拠品を分析

(曾根)

私は、主にタコメーターなど証拠品の分析作業を担当しました。

今回分析したタコメーターとは、バスのエンジンの稼働に合わせて針が動くもの、すなわちバス運転手が運転していた時間を特定するための重要な証拠となるものです。その後の捜査に及ぼす影響も非常に大きいものとなりますので、針の細かな振れが何時何分から何時何分までを指しているのか、瞬間的な針の振れは労働といえるのかなど、慎重かつ緻密な分析作業が求められました。

(松岡)

捜査を進める中で、運転手は1日1乗務が原則勤務であるものの、人員不足を理由に、一部において、1日2乗務の通し勤務があったことが明らかになりました。労働基準監督署では、労働時間に関する労働基準法違反の疑いで捜査しましたが、この事件では、過失運転致傷罪や道路交通法違反の疑いもありました。運転手が死亡しているため、労働基準法違反としての使用者責任の追及は重要でした。



(曾根)

証拠品はタコメーターだけではありません。強制捜査である捜索・差押えにより、運行記録や36協定など複数の証拠品を押収し、違反事実を立証していきました。改めて証拠品の確保と分析は、犯罪事実を客観的に特定するための根本であると感じました。

### 事件捜査で重要なものはチームワーク

(堀口)

道路交通上での事故を契機とした事件は、警察機関、運輸機関、検察庁など多数の機関との連携、協力が不可欠です。事故で被害にあわれた被害者やご遺族の感情も考慮します。こうした関係機関、関係者との調整を含め、チームで割り当てられた仕事を一人一人が使命感を持って、初動捜査からチームで捜査に当たった結果、確実な証拠をつかみ、犯罪の立証をすることができたとき、事件捜査において重要なものはチームワークであると強く実感しました。

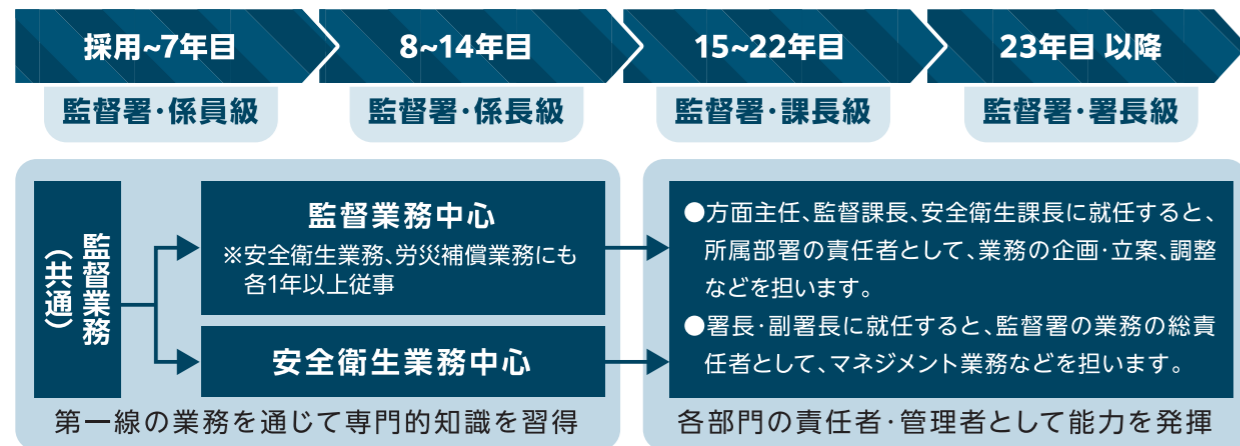
### 司法警察業務の重要性や必要性

(堀口)

普段は行政官として、労働基準関係法令の違反については事業者を指導して改善に導いていますが、是正意欲のない事業者などに相対したとき、労働環境の改善等が図られない場面に出くわします。労働基準監督官として、ルール違反には毅然として対処することにより、事業者が正しくルールを守り、労働者が安心して働ける労働環境を確保するためにも司法捜査は必要であり、重要な役割を担っています。取調べや捜索・差押えなどにより犯罪の裏付けとなる証拠を保全し、これを分析することにより事件を解明する労働分野における事件捜査のスペシャリストです。

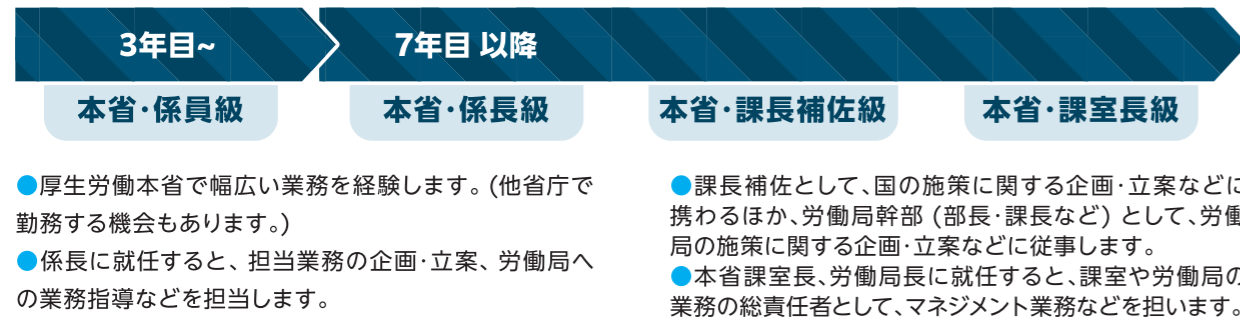


# キャリアパス制度



## 厚生労働本省で勤務する場合

※本人の希望に応じて、採用後3年目以降、厚生労働本省で勤務するという選択肢もあります。  
 ※係員級での本省勤務後は、本人の希望を踏まえ、採用された労働局に再び勤務する場合と、引き続き本省で勤務する場合とがあります。



# 本省勤務者からのメッセージ

厚生労働省  
労働基準局労働管理課  
建設石綿給付金  
認定等業務室  
認定審査等専門官

**本田 真由美**  
HONDA  
MAYUMI  
平成15年度任官

建設アスベスト給付金制度は令和4年1月に創設された新しい制度です。法施行までを担当したメンバーからのバトンを引き継ぎ、現在は、給付金の認定実務を行いながら、審査体制を整備することや審査要領を確立するといった制度の安定運営を図っていく段階にあります。

前例のない初めてのことばかりで、法律・医学の専門家など有識者の助言も得つつ、走りながら考える日々ですが、こうした初めての物語を経験できるのも本省勤務ならではの醍醐味です。

日々刻々と変化する社会情勢の下で労働基準監督官の職務は非常に大きな注目を集めており、その活躍の場は全国の労働基準監督署に留まらず、厚生労働本省にも及んでいます。

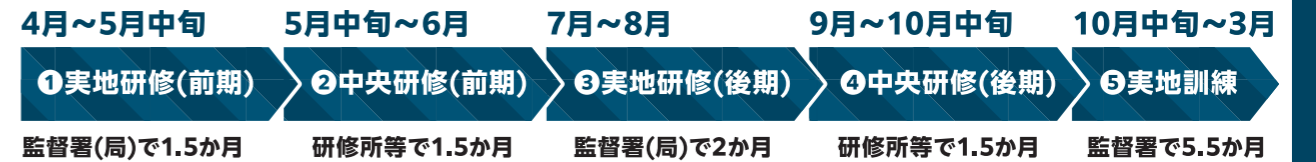
本省監督課では、その時々々の社会情勢を踏まえ、労働基準監督官がどのように監督業務を行うべきかの業務運営方針を策定しています。働く方が安心できる社会を創るため、第一線での経験を活かしてスケールの大きな業務に携わることができるのも労働基準監督官の魅力です。

厚生労働省  
労働基準局監督課  
係員

**浅弘 一郎**  
ASAHIRO  
ICHIRO  
平成29年度任官

# キャリアパスを支える研修制度

労働基準監督官は、採用後1年間、監督関係業務に係る基礎的研修・実地訓練を受けます。この間に労働大学校(研修所)等で実施される中央研修を約3か月間にわたり受講することになります。研修内容は、法令に関する知識や産業の安全衛生に関する知識等を十分に修得できるカリキュラムとなっています。



独立行政法人  
労働政策研究・研修機構  
労働大学校  
准教授

**藤代 岳志**  
FUJISHIRO  
TAKESHI  
平成18年度任官

研修生の「出会いの場」であり、中堅以上の職員にとっては、過去に苦楽を共にした先輩・後輩と「再会する場」、新任の頃を思い出す「初心に戻る場」でもあります。

「研修」をきっかけに作られた同期、先輩、後輩との「つながり」は、皆さんの長い職業生活を支えるかけがえのない財産となるはずです。



年々業務が複雑・多様化し、専門性が高まる労働基準監督官の研鑽を支えるのが中央研修です。中央研修は、新任からベテラン、管理職に至るまで、キャリアパスの節目に実施され、求められる専門性に応じて、様々な講義や演習のカリキュラムが用意されています。

中央研修が実施される労働大学校は、研修施設としての役割のみならず、全国から集まる

長野労働局  
小諸労働基準監督署  
監督・安衛課長

**武藤 幹也**  
MUTO  
MIKIYA  
平成26年度任官

労働基準監督官のうち推薦を受けた者は、警察庁が実施する警察学校委託教養研修に参加できる機会があります。私が履修した警部補任用科の刑事課程では、捜査に関する専門実務(窃盗事件、外国人犯罪、詐欺・特殊詐欺等)の講義のほか、小隊、尾行、死体観察、令状請求・執行等の訓練を受け、術科では、柔剣道、逮捕術、これらを活かし被疑者と対峙する総合対処等を学びました。



# 監督官のキャリアステップ



新潟労働局長  
**西岡 邦昭** NISHIOKA KUNIAKI  
昭和61年度任官

令和元年 4月 職業病認定対策室長  
令和 3年 3月 労災保険業務課長  
令和 4年 4月 補償課長  
令和 5年 3月 新潟労働局長(現職)

## (採用後)17年目~18年目

年月 平成14年4月~平成16年3月  
所属 富山労働局  
職名 監督課長

過重労働の問題がクローズアップされる中、これを撲滅するべく、自ら指揮して監督指導の強化や周知広報などに取り組みました。  
その最中、長時間労働に苦しむ方から労働局の取組への御礼と激励の手紙を頂きました。  
何とかしたいという思いは必ず誰かの心に響いており、そういった人達のためにも挑戦し続けることの重要性を学びました。

## (採用後)22年目~25年目

年月 平成19年4月~平成22年7月  
所属 厚生労働省労働基準局 監督課  
職名 中央労働基準監察監督官

十数年にわたる現場経験を活かし、研修や地方局への監察指導などの業務に携わりました。  
在任中、リーマンショックや制度改正への対応など盛りだくさんでしたが、国民生活に直結する監督行政の役割の重要性と影響の大きさを体感できました。  
また、国際会議でILO加盟国の監督官と交流できたほか、我が国の監督行政を牽引してきた上司等から様々な教えを受けたことは貴重な経験でした。

## (採用後)4年目~5年目

年月 平成元年4月~平成3年3月  
所属 徳島労働基準監督署労災課  
職名 一般職員(労働基準監督官)

初めて労災業務を経験した際、仕事での墜落事故で脊髄損傷となり数十年も寝たきりの夫を看護する奥様から、涙ながらに語られた話をお伺いし、衝撃を受けました。  
「このような人生を送ることとなる災害は無くさなければならぬ」。その強い思いは、その後の監督業務への取組姿勢に影響し、また、後に補償行政の責任者となった際の施策推進の原動力となったように思います。

## (採用後)37年目~

年月 令和5年3月~現在  
所属 新潟労働局  
職名 局長

COVID-19感染禍を経て、社会経済活動が正常化していく中、現下の経済・雇用情勢への対応や少子高齢化への対応など課題山積ですが、5年ぶりに現場に出てみて、改めて労働行政に対する期待の大きさと関心の高さを実感しています。  
今は、将来を見据え、県民の期待に応えるべく、如何に総合労働行政機関として、より良く行政を運営していくか、皆で考え、邁進する日々です。

## 皆さんへのメッセージ

「働く人やその家族が笑顔で安心して日々を暮らせるような世の中であってほしい」。働く人々を身近に見てきて、そう思い、この道を選びました。  
誰かのためになる仕事を仲間と一緒に前進させてきたという充実感は、任官時から今まで変わらず、それがこの道歩んできた自身の誇りでもあります。  
「働く人のために自分らしく働いて輝き、社会貢献を直に実感できる」。それが、我が国でILO条約に基づき働く人の安心・安全を担う監督官です。  
チャレンジしていく次世代の熱い心と若い力に期待しています。



春日部労働基準監督署長  
**宮尾 薫子** MIYAO KAORUKO  
平成元年度任官

平成30年 4月 熊谷労働基準監督署長  
平成31年 4月 埼玉労働局労働基準部監督課主任地方労働基準監察監督官  
令和 4年 4月 川越労働基準監督署長  
令和 5年 4月 春日部労働基準監督署長(現職)

## (採用後)18年目~19年目

年月 平成18年4月~平成20年3月  
所属 春日部労働基準監督署  
職名 安全衛生課長

A区分で採用されたので、安全衛生課長への就任はプレッシャーでした。当時は死亡災害など重篤な労働災害が多く、月に1、2回は災害調査を行っていました。悲惨な現場を見るたびに労働災害防止を訴えていかなければならないと強く思いました。石綿に関する省令の施行時で講習会を開催し周知に努めたり、多くの除去工事現場への臨検も記憶に残っています。

## (採用後)23年目~25年目

年月 平成23年4月~平成26年3月  
所属 さいたま労働基準監督署  
職名 第一方面主任監督官

さいたま労働局管内8監督署の筆頭署で監督業務の責任者として監督計画の遂行、方面の業務の整理、非常勤職員の管理、新人の育成などの業務を行いました。職員それぞれに考え方の相違があり、一つの仕事を進めるために組織をまとめていく難しさを感じました。

## (採用後)1年目~3年目

年月 平成元年4月~平成4年3月  
所属 岐阜労働基準監督署  
職名 一般職員(労働基準監督官)

新卒で岐阜署に赴任しました。管内に大規模ダム工事現場があり、安全専門官に同行し大型クレーンの検査のためブームの先端まで行ったこともあり。当時はカーナビもなく、一人で官用車を運転し臨検監督に行くときはドキドキでした。1年目から司法事案に取り組みさせていただき、2年目の4月に送致したときは嬉しかったです。

## (採用後)31年目~33年目

年月 平成31年4月~令和4年3月  
所属 埼玉労働局労働基準部監督課  
職名 主任地方労働基準監察監督官

労働局監督課で局全体の監督業務の進捗を図り、局内の他部署との連絡調整、外部の組織との折衝など、署の視点とは違った立場で多様な業務を担い貴重な経験となりました。新型コロナウイルス感染症の蔓延の時期に重なり、本省の労働基準局以外の機関に派遣された(空港検疫応援)ことも記憶に残っています。

## 皆さんへのメッセージ

私が任官した当時は、世界的に長いといわれていた日本の労働時間を短くすることが国際条約で、法定労働時間が段階的に48時間から40時間に引き下げられている頃でした。それをいかに使用者に理解していただくかが大きな課題でした。令和の今、時間外労働に上限規制が設けられ、監督官はその指導に当たっています。自分達の職務がまさしく社会の根底にあるということが実感できる素晴らしい仕事です。





# 現役監督官座談会(任官5~7年目)



小池 志門 KOIKE SHIMON  
千葉労働局 労働基準監督B 6年目

小島 貴志子 KOJIMA KISHIKO  
和歌山労働局 労働基準監督A 7年目

村田 都加沙 MURATA TSUKASA  
大阪労働局 労働基準監督B 7年目

横須賀 正貴 YOKOSUKA MASAKI  
山梨労働局 労働基準監督B 5年目

佐藤 桃香 SATO MOMOKA  
東京労働局 労働基準監督A 5年目

森 大空 MORI HIROTAKA  
愛媛労働局 労働基準監督A 6年目

## 志望動機は?

(小池)

社会の役に立ちたいと公務員を中心に就職先を探していました。大学時代は化学を専攻していたので、それを仕事に活かせるのではないかと監督官の仕事に興味を抱きました。

また、採用試験も理系出身者を対象者とした科目で受験できる(労働基準監督B)ことも、より魅力的に映りました。

(村田)

前職では労務関係の仕事に携わっていたため、働く人が安心して働ける環境のために専門的な立場で臨める監督官の仕事に魅力を感じ、この仕事を志望しました。

## 配属先や異動の希望は?

(横須賀)

私は、採用局である山梨局で2年間の勤務を経た後、埼玉局で2年間勤務し、山梨局に戻ってきました。将来的には、安全衛生



業務を中心に携わっていきたいと考えていますが、全国の労働基準行政の政策の企画・立案を行っている本省での業務にも興味があり、機会があれば携わってみたいです。

(小島)

私は、鹿児島局で3年間勤務し、現在、和歌山局で4年目の勤務になりますが、将来的には、地元である兵庫局への定着を希望しています。これまで監督業務、安全衛生業務にそれぞれ携わってきましたが、労働行政全体について幅広い経験をしたと考えており、今後は、労災業務や雇用環境・均等業務などにも携わってみたいです。



## これまでの仕事で特に印象に残っている出来事は?

(村田)

健康診断の実施について指導をした会社から、「今回の指導をきっかけに健康診断を実施したところ、入院が必要となる社員が見つかった。大事になる前に発見できて良かった、ありがとうございます。」と労使双方から感謝の言葉をいただいたことがあり、この仕事をしていて良かったなと思いました。

(小島)

働く方が屋根から墜落する労働災害が発生しました。一命は取り留めたものの、病院からは職場復帰は難しい状態と診断され、被災者やご家族の方から今後の生活の不安など様々な話をお聞きする中で、こういった悲惨な出来事一つでもなくさないといけない、と監督官としての使命を再認識させられました。

## 仕事をする上で心がけていることは?

(小島)

近年では、テレワークの普及や副業・兼業、賃金のデジタル払いなど社会情勢の変化に伴い、労働行政に求められる対応についても目まぐるしく変化しています。常に社会の変化をキャッチアップし、監督官として求められていることは何か、ということ意識して仕事をするを心掛けています。

(小池)

大学では有機化学を専攻していました。周りの監督官の話の間くと、化学物質は種類が多く、覚えるのが難しいという話をよく聞きますが、私は基礎知識があるおかげで、工場で化学物質を取り扱っているのを見つけた際には、ぱっと関係する法条文が頭に思い浮かびます。化学物質など難しい分野を分かりやすく説明できていると思います。

(森)

私は法学部出身で、大学では労働法のゼミで判例研究を行っていました。判例に至るまでの経緯などを調べたりしていましたので、実際の実務では役立つ場面も多いです。また、監督官の業務は多岐にわたるため、ときには労働法のみならず、民法や刑法の知識も必要になりますが、そのようなときには大学で学んだ知識が役に立ちます。



そして、人と接する機会が多い仕事ですので、相談対応を行う際などには専門用語をできるだけ分かりやすくかみ砕いて、懇切丁寧な対応を心掛けています。

## 仕事とプライベートの時間は両立できていますか?

(佐藤)

私は今後、働きながら大学院に進学したいと考えています。残業もそれほど多くはなく、勉強する時間もきちんととれており、これから勉強についても頑張りたいと思っています。

(村田)

残業はほとんどなく、ほぼ毎日定時に退庁できています。年次休暇についても必ず月1日以上取得することができ、仕事とプライベートが両立できる環境が整っていると思います。



(森)

休暇がとても取得しやすいです。今年は夏期休暇(特別休暇)と年次休暇を合わせて、10日間の連休を取得しました。職場では、休暇取得予定日を共有し、職員一人ひとりが休暇を取得しやすい雰囲気を作ってくれています。

## 将来的にどのような監督官になりたいですか?

(佐藤)

私は、A区分で採用されましたが、採用後に安全衛生業務に携わる中で、そちらの方に興味を持ち、将来的には安全衛生業務を中心に携わりたいと考えています。安全衛生対策は、法律違反を指摘するだけではなく、怪我や事故が発生しないためにどのような対策を講じる必要があるか、といったことを考える必要があります。より幅広い知識を習得して、一人でも多くの労働者の安全を守れるような監督官になりたいです。



(横須賀)

監督官は法令違反を指摘するだけではなく、事業主の方に違反を是正してもらうための具体的な取組方法についてもアドバイスができるようになってはいけません。これから沢山の経験を積んで、労働者のみならず、事業主の方からも頼られる監督官になりたいです。





庄内労働基準監督署 監督・安衛課長	山形労働局監督課 監督主任
<b>水無瀬 淳</b> MINASE JUN	<b>水無瀬 美咲</b> MINASE MISAKI
平成25年度任官	平成27年度任官
令和2年 結婚(宮城局仙台署)	結婚(宮城局監督課)
令和3年 第一子誕生(宮城局石巻署)	出産(宮城局仙台署) 育児休業
令和4年 山形局へ異動	山形局監督課へ異動
令和5年 山形局新庄署 現職	
現在	夫、妻、娘(1歳)と同居

## 妊娠・出産は人生の大イベント

### (美咲)

妊娠したことを上司に報告した時、開口一番「おめでとう」と祝福してくださいました。つわりなどの体調不良で欠勤することが増え、仕事が思うようにいかずに悩んでいたときも、「水無瀬さんと赤ちゃんのことが1番大切。仕事の方は心配しなくて大丈夫」と言ってくださり、深く安心したのを覚えています。出産・育児で利用できる制度の紹介や、体調への気遣いをいただくなど、精神面でも数多く支えていただきました。

出産後は約1年間の育児休業を取得し、この間に地元の山形局に異動したのですが、年度当初から7か月ほど不在の期間があったにもかかわらず、「一緒に働ける日を楽しみに待っています」と受け入れてくださいました。職場復帰の際も快く迎えていただき、業務配分の調整や育児時間の取得を認めていただくなど、手厚いサポートと温かい環境の中で仕事をさせていただいています。

### (淳)

妻が病院へ行く際などに年次休暇を利用し、子の出産後は時間短縮で働きました。周囲の方は、大変だったかと思いますが、そのような雰囲気を感じることは一切なく、本当に感謝しています。

情報共有しながら業務を行う職場ですので、急な子の体調不良にも対応できる環境です。

## 育児のために利用している制度について

### (淳)

出産に立ち会うため、配偶者出産休暇を利用しました。この制度がなければ出産に立ち会わず、今よりも育児や家事を行わなかったかもしれないと思うと、怖さを感じます。また、子は何度も急に風邪をひきますし、保育所に預けることができるようになるまで時間がかかります。この時に有給や看護休暇で休むことができないと、共働きは不可能ですので、とても助けになっています。

### (美咲)

保育園の預け入れ時間が8時30分から16時30分までのため、育児時間制度を利用して日々の勤務時間を短縮しています。

この制度のおかげで、娘を通わせたい保育園に預けることができているし、仕事をしながらも娘と触れ合える時間を少しでも多く確保したいという希望を実現することができています。

娘が病気で体調を崩したときには、子の看護休暇制度を利用しました。看病のため1週間丸々休まなければならないときもあったのですが、年5日間(2人合わせると年10日間)まで取得できるので、大変助かりました。

## 夫婦で仕事と育児を両立

### (美咲)

妊娠・出産・育児という怒涛のライフスタイルの変化の中で、仕事との両立を続けることは、自分たちの力だけでは到底なし得ません。

柔軟な働き方・休み方を可能とする制度があり、その制度を利用できる環境が確立されていること、そして職場の方々からの労いや理解があること。数々のサポートをいただいているからこそ、私たち家族の生活は成り立っています。

育児も仕事も何事も、役割を分担するのではなく、悩みや負担を夫婦で分かち合いながら生きていくことができる、今の時代に合った職場です。

## 女性も働きやすい環境

### (淳)

育児に限らず、ライフイベントの中では、様々な決断に迫られ、思うとおりにいかない時もあります。また、育児は数か月、数年努力して終わるものではありません。

その時に、仕事を続けることができるかどうかは制度の有無だけでなく、周囲の理解が不可欠です。

私たちの職場では、思いどおりに働くことができない時期があることを「当たり前」と考えているので、女性も働きやすい環境だと思います。

## Q1

労働基準監督官の仕事に、  
文系と理系のどちらが向いていますか？

労働基準監督官は、あらゆる業種の事業場に立ち入り、法に定める賃金・労働時間や安全衛生に関する基準などが守られているかを調査すること等を主な職務としているため、文系の知識のみならず、理系の知識も必要となります。したがって、各分野の専門知識を業務に活かすことができ、文系・理系どちらの方でも労働基準監督官として活躍することができます。なお、労働基準監督官試験には、A(法文系)、B(理工系)の区分がありますが、どちらの区分でも、採用後の給与、昇進等の処遇に違いはありません。



## Q2

採用面接、異動・転勤について  
教えてください。

労働基準監督官試験に最終合格された方を対象に、採用を希望する都道府県労働局において採用面接を行います。第1希望の都道府県労働局で採用に至らなかった場合は、第2希望以下の労働局で採用面接を受けることになります。採用後は主に採用された労働局管内の労働基準監督署で勤務しますが、採用後3年目からの2年間については、採用された労働局とは別の労働局管内で勤務します。



## Q3

給与、勤務時間・休暇について教えてください。

### 給与

職員初任給：行政職俸給表  
(一) 1級の第26号俸 (197,900円)

※大学卒業後で採用前に職歴などがある場合には、一定の計算に基づきその期間を経験年数として換算し、それに応じてさらに上位の号俸に格付けされることがあります。

※「一般職の職員の給与に関する法律」が改定された場合には、上記給与額に変更が生ずることがあります。



### 勤務時間・休暇

勤務時間：原則8時30分から  
17時15分まで(休憩1時間)  
休日：土曜、日曜、祝日法による  
休日、年末年始(12/29~1/3)  
年次休暇：年20日  
(4月1日採用の場合、採用日に  
15日付与)

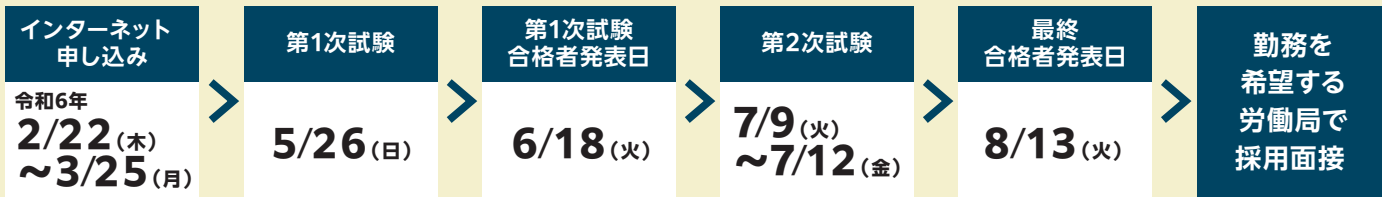
そのほか、特別休暇として、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇などがあります。





# 採用試験募集要項

## 試験日程



## 受験資格

- ◆平成6年4月2日~平成15年4月1日生まれの者
- ◆平成15年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの

①大学を卒業した者及び令和7年3月までに大学を卒業する見込みの者  
②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

## 試験の程度

- ◆大学卒業程度

## 採用予定者数

- ◆労働基準監督A(法文系) 約170名
- ◆労働基準監督B(理工系) 約40名

第1次試験(2023年度採用試験実績。今年度採用試験については、令和6年2月1日に人事院から公表される予定です。)

- 基礎能力試験(多肢選択式)** ◆知能分野27題(文章理解[11]、判断推理[8]、数的推理[5]、資料解釈[3])  
※A区分・B区分共通 ◆知識分野13題(自然・人文・社会[13](時事を含む。))

### 専門試験(多肢選択式)

労基  
A

- ◆必須問題12題(労働法[7]、労働事情[5])
- ◆選択問題36題中28題(憲法、行政法、民法、刑法[16]、経済学、労働経済・社会保障、社会学[20])

労基  
B

- ◆必須問題8題(労働事情[8])
- ◆選択問題38題中32題(工学に関する基礎(工学系に共通する基礎としての数学、物理、化学)[38])

### 専門試験(記述式)

労基  
A

- ◆労働法1題、労働事情1題

労基  
B

- ◆必須問題1題(工業事情)
- ◆選択問題3~5題中1題(工学に関する専門基礎)

第1次試験地	申込先	所在地	TEL
札幌市	北海道労働局	〒060-8566 札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-788-6959
盛岡市	岩手労働局	〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-604-3001
仙台市	宮城労働局	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8833
秋田市	秋田労働局	〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-6681
さいたま市	埼玉労働局	〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー	048-600-6200
東京都	東京労働局	〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-3512-1600
新潟市	新潟労働局	〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3500
名古屋市	愛知労働局	〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0251
金沢市	石川労働局	〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-265-4420
京都市	京都労働局	〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3211
大阪市	大阪労働局	〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06-6949-6482
松江市	島根労働局	〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-20-7005
広島市	広島労働局	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-221-9241
高松市	香川労働局	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館3階	087-811-8915
松山市	愛媛労働局	〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200
福岡市	福岡労働局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-411-4861
熊本市	熊本労働局	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟	096-211-1701
鹿児島市	鹿児島労働局	〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8275
那覇市	沖縄労働局	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館	098-868-4003

厚生労働省ホームページ(労働基準監督官採用試験情報)で、労働基準監督官の情報を掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

労働基準監督官採用試験

検索

スマホからも  
簡単アクセス

